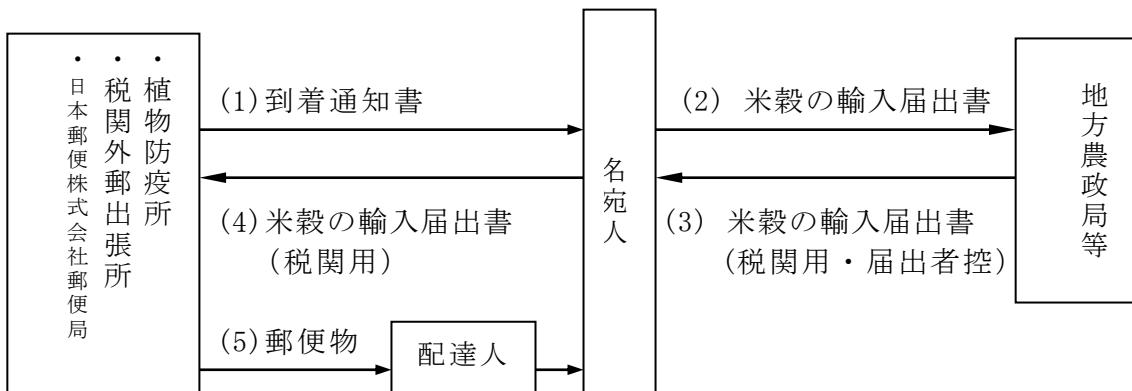


郵便物の場合



個人的使用に供するものについては、1万円以下、かつ、1人年間100kgまで関税及び消費税（地方消費税含む）を免税。

- 注）1. 免税が適用されない場合については、食糧法の規定に基づき地方農政局等において納付金（292円/kg）を納付した後、関税（関税率表10.06項：49円/kg）及び消費税（8%）の納付が必要。
2. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他（国際宅配便）の合計数量。
3. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。